

研究指導 石光 真 教授

# 給付付き税額控除導入の提案

## ～所得税における所得再分配機能に関する一考察～

根本 亜由美

### 1. 研究動機

民主党は政権政策Manifesto2009において、「子ども手当」創設の財源確保のため、所得税における扶養控除<sup>1</sup>の一部廃止や縮減を提案した。しかし控除というのは累進税率の高い高所得者に有利である。そこで、所得控除というものに疑問を抱いた。

### 2. 研究目的

現行の所得税制度について研究し、効果的な所得再分配がなされるための税制度について提案する。

### 3. 所得税控除とは

所得控除とは、所得への課税額を計算する際に、一定額を差し引く制度を言う。所得が低い者の納税が過重負担にならないようにするほか、家族構成、病気の有無などを反映させるねらいがある。所得控除は「人的控除」と「物的控除」に分類される。

### 4. 租税による所得再分配の低さ

図1 租税と社会保障による所得再分配効果

調査年	当初所得のジニ係数	再分配所得のジニ係数	再分配係数(%)	社会保障による改善度(%)	税による改善度(%)
平成5年	0.4394	0.3645	17.0	12.7	5.0
平成8年	0.4412	0.3606	18.3	15.2	3.6
平成11年	0.4720	0.3814	19.2	16.8	2.9
平成14年	0.4983	0.3812	23.5	20.8	3.4
平成17年	0.5263	0.3873	26.4	24.0	3.2

(出所 厚生労働省 所得再分配調査報告書)

図1は、税制と社会保障による再分配効果を含めて、日本におけるジニ係数<sup>2</sup>の推移を見た表である。この表より、税制による再分配効果が傾向的には低

下しており、その比重が小さいのに対し、社会保障による再分配効果が大きく増加し、税制における再分配効果を圧倒しているということがわかる<sup>3</sup>。

### 5. 控除と累進税率の関係

所得控除に関する問題として、所得控除が高所得者にとって有利な税制であるということがあげられる。扶養控除38万円を例として考えた場合、所得税率が5%であれば1万9000円が、所得税率が40%の場合は15万2000円が減税されることになる。つまり、高所得者ほど所得税の税率が上がるため、その分の減税効果が高く、所得控除は累進税率の高い高所得者に有利である。

### 6. 扶養控除と子ども手当での所得再分配効果

子ども手当で創設により、0～15歳を対象とする扶養控除の廃止と、16～18歳を対象とする特定扶養控除の縮減が決定された。しかし高校生のいる世帯にとっては、子ども手当でが給付されない上に特定扶養控除が縮減されるというのは痛手となる。一方で、子ども手当の対象となる児童がいる高所得者世帯では、扶養控除は廃止されるものの子ども手当給付があるために、優遇措置となる。子ども手当で法案においては、所得制限を設けていない。つまり、対象年齢であれば全員に給付されることとなる。しかし、低所得者からも徴収した税金を用い、それを高所得者にも配るというのでは所得再分配に反する。また、子どものいない家庭には給付されない子ども手当では、全世帯に対する所得再分配機能を持たない。そこで、扶養控除と子ども手当の両者の欠点をカバーする

<sup>1</sup> 納税者に所得税法上の扶養親族となる人がいる場合に受けることのできる所得控除

<sup>2</sup> 所得の格差や不平等を示す指標

<sup>3</sup> 財務省財務総合研究所「税制改革・社会保障改革と所得再分配政策」貝塚 啓明『フィナンシャル・レビュー』May-2005

制度として、給付付き税額控除の導入を提案する。

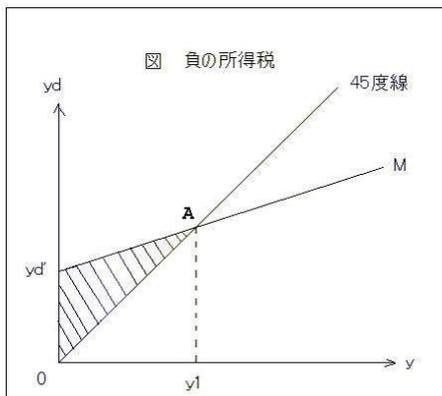
### 7. 給付付き税額控除制度

民主党は、2008年12月に発表した税制改革案の中で、高所得者に有利な控除を是正する「給付付き税額控除制度」というものを提案している。

#### (1) 概要

給付付き税額控除とは、所得税における控除を現行所得税制における所得控除から税額控除に替え、税額控除額が所得税額を上回る場合には、控除し切れない額を現金で給付するという所得税制である。子育て世帯やワーキングプアにターゲットを絞った負担軽減策と位置付けられている。この制度の原点は、負の所得税の考え方にある。負の所得税とは、福祉先進国の福祉病を回避するために Milton Friedman らにより提案されたものである。

図3 負の所得税



(出所

<http://home.a00.itscom.net/konansft/eps/info/harayama1.htm>)

負の所得税は、公的扶助(生活保護)と所得税を統合したものと考えられる。負の所得税の税体系は、貧困線ともいわれるM線により示されている。ydは、y=0の時の最低保障である。y=0の時は、このydが支給される。A点は、税金を払うか負の所得税として扶助を受けるかの分岐点である。y1より所得が多ければ、45度線とM線の差だけ所得税を払わなければならない。もし、y1より所得が小さければ、M線と45度線の差だけ負の所得税を受け取ることになる(図の斜線部分)。したがって、課税前所得yと課税最低限

所得y1との差の一定割合αを保証するのが、負の所得税である。

#### (2) 現況

民主党は、2009年7月23日発行の民主党政案集INDEX2009において、所得税改革の推進と称し「相対的に高所得者に有利な所得控除を整理し、税額控除、手当、給付付き税額控除への切り替えを行い、下への格差拡大を食い止める」としている。しかし2009年7月27日発行の民主党の政権政策Manifesto2009においては、給付付き税額控除についての提案が記載されていない。

### 8. 給付付き税額控除と所得控除の違い

以下、所得200万円のA氏と所得2000万円のB氏について、それぞれのシミュレーションの例を挙げる。現行所得税の所得控除の1つである基礎控除は38万円である。ここでは簡単化のために、基礎控除以外の所得控除はないものとする。

#### (1) 所得控除の場合のシミュレーション

図4 所得控除の場合

Aの所得税	$=0.05 \times (200 - 38)$ $=0.05 \times 200 - 0.05 \times 38 = 10 - 1.9$ $=8.1$	(1)
Bの所得税	$=0.4 \times (2000 - 38) - 279.6$ $=0.4 \times 2000 - 0.4 \times 38 - 279.6$ $=800 - 15.2 - 279.6 = 505.2$	(2)

現行所得税の税率のもとでは、A氏に適用される税率は5%であるから、その所得税は、図4の(1)のように計算される。A氏の所得税は38万円の基礎控除があるため、基礎控除に税率5%を掛けた1万9000円だけ所得税は減少する。次にB氏の場合、B氏に適用される税率は40%であるが、279万6000円の定額控除があるため、その税金は図4の(2)のようになる。B氏の所得税は38万円の基礎控除があるために、基礎控除38万円のA氏に適用される税率40%を掛けた15万2000円だけ減少する。これは、A氏の基礎控除による減税額1万9000円よりも13万3000円も多いということになる。

#### (2) 給付付き税額控除の場合のシミュレーション

図5 給付付き税額控除の場合

Aの所得税	$=0.05 \times 200 - 38 = -28$	(3)
Bの所得税	$=0.4 \times 2000 - 279.6 - 10 = 510.4$	(4)

給付付き税額控除の場合、A氏とB氏の所得控除は図5の(3)と(4)ようになる。この数値例では、低所得者のA氏に適用される税額控除を現行の基礎控除と同じ38万円に、高所得者のB氏に適用される税額控除を10万円と設定している。税額控除を差し引く前のA氏の所得税は10万円であるから、この10万円の税金からは税額控除38万円を控除し切ることができない。給付付き税額控除制度では、A氏は控除し切れなかった28万円を現金給付として受け取ることができる。一方、高所得者のB氏に適用される税額控除は10万円であるため、現行税制の基礎控除の場合の減税額15万2000円よりも5万2000円少ない。そのため、Bの所得税は現行税制よりも5万2000円増える。

### 9. 所得控除を給付付き税額控除に替えるメリット

メリットとしては、以下の4点が考えられる。

#### ①所得控除による累進性の侵食を防ぐ。

様々な所得控除によって、高所得者ほど減税額が大きくなることは、負担の公平の観点から導入された累進税制の累進度を低下させる。これを所得控除による累進性の侵食という。これにより、税引き後の所得の公平化を図るといふ所得税による所得再分配機能は低下する。給付付き税額控除はこの累進性の侵食を防いで、所得分配機能の強化を図ることができる。これは、垂直的公平の観点から望ましい。

#### ②人々の働く意欲を阻害しない。

給付付き税額控除では、所得がなければ給付を受けることはできない。また、所得が増えれば給付は減るが、税引き後の所得に給付を加えた所得は増える。したがって、人々の働く意欲を阻害しない。

それに対して、現行の生活保護制度<sup>4</sup>では、働くと、働いて得た所得分だけ生活保護費が減額されてしまう。そのため、働くよりも、働かずに生活保護をもらったほうが得になってしまうため、働く意欲を阻害してしまう。

#### ③給付のために新たな財源を求める必要がない。

給付付き税額控除制度を導入しても、所得に応じた税額控除額を調整すれば、所得税収自体を増やし、その分で税額控除額を控除し切れない低所得者への給付金の資金を調達できるようにすることが可能である。したがって、給付のために新たな財源を求める必要はない。

## 10. 欧米の給付付き税額控除制度

欧米では、就労支援、子育て支援のため、既にこの制度が導入されている。欧米の給付付き税額控除制度は、以下の4つの政策目標別に分類することができる。

### ①勤労税額控除(EITC)

アメリカ、イギリスで導入されている。一定時間就労する中低所得者世帯に対して一定額の税額控除を与え、所得が上がるにつれ控除は逡減、最終的にはゼロになるという制度設計で、勤労より社会保障に依存した方が有利というモラルハザードやポバティートラップを防止し、自らの労働スキルを向上させ自立した生活を送ることを支援するもの。

### ②児童税額控除(CTC)

アメリカ、イギリスで導入されている。子どもの人数に応じ税額控除を行い、母子家庭の貧困対策や子育て支援を通じ、少子化対策に資するもの。

### ③社会保険料負担軽減税額控除

オランダで導入されている。低所得者層の税負担・社会保険税負担を緩和するもの。

### ④消費税逆進性対策税額控除

カナダやシンガポールで導入されている。消費税引き上げによる逆進性の緩和策として、基礎的生

<sup>4</sup> 資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度

活費の消費税率分を所得税額から控除・還付するものの。

## 11. 導入に向けての課題

給付付き税額控除を導入している先進諸国の執行体制においては、全て税務官庁が減税と給付を統一行的に行っている。課税最低限以下の者は税務署にこの制度の適用を申請し、審査を経て税務署から給付を受けるのである。

日本でこの制度を導入する場合に、問題点として挙げられるのは、正確な所得捕捉である。この制度を自営業者も含めて実施するには、その者の正確な所得捕捉を行う必要がある。俗にクロヨン<sup>5</sup>と呼ばれるように、給与所得と事業所得の間には所得の捕捉率に差があり、そのままでは公平の問題を生じさせる。また、所得制限を家族単位で入れる場合には、家族の所得を合算する必要がある。

もう1つの問題点として挙げられるのは、不正受給についてである。1975年に勤労税額控除(EITC)を導入したアメリカでは、20%を超える不正受給が問題となっているという報告もある。

これらの問題を解決するためには、納税者番号の導入が検討課題となると考えられる。

## 12. まとめ

所得における控除というのは、累進課税率の高い高所得者に有利である。現行の税額控除は、税額がゼロになるまでしか控除が受けられないために、税額控除上限額よりも税額が少ない場合には控除額が減額されることになる。これでは、所得再分配効果が有効に出ているとは言い難い。所得税率の高い者に多額の所得控除や税額還付を認めるというのは、租税の公平とは言えないのである。

給付付き税額控除のメリットの1つに、低所得者の就労意欲を損なうことなく生活支援ができるということがある。すなわち生活保護制度では、稼働所得があ

ればその分の給付が減らされ、最終所得は一定額水準に設計されている。これに対して給付付き税額控除制度では、最終所得は生活保護給付よりも高い水準に設定されるとともに、働けばその分最終所得が増える仕組みとなっている。

給付付き税額控除制度は管理が難しく、不正受給などといった行為を生む可能性があるものの、低所得者世帯を支援しつつ、勤労意欲の強化を促し、何よりも、所得再分配機能を高める効果がある。

## 13. 主な参考文献・URL

- ・中垣陽子『社会保障を問い直す』ちくま書房(2005)
- ・岩田規久男『世界同時不況』ちくま書房(2009)
- ・民主党政策集 INDEX2009  
<http://www.dpj.or.jp/policy/manifesto/seisaku2009/10.html>
- ・民主党 政権政策マニフェスト 2009  
<http://www.dpj.or.jp/special/manifesto2009/>
- ・厚生労働省ホームページ<http://www.mhlw.go.jp/>
- ・国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>
- ・財務省財務総合政策研究所  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/soken.htm>
- ・みずほ情報総研  
<http://www.mizuho-ir.co.jp/publication/column/social/2009/0630.html>
- ・東京財団  
<http://www.tkfd.or.jp/topics/detail.php?id=110>
- ・Japan Tax Institute  
[http://www.japantax.jp/shincyaku/080215\\_1.pdf](http://www.japantax.jp/shincyaku/080215_1.pdf)

<sup>5</sup> 給与所得者が所得の9割を捕捉されるのに対し、事業所得者は6割、農業所得者は4割しか捕捉されないという、所得捕捉率の格差を表す言葉